

# 第44回北信越中学校総合競技大会（石川）

## 宿泊・昼食要項

### 【柔道】

#### 1 基本方針

- (1) 本大会参加者の宿泊場所は、必ず指定の宿舎を利用することとします。指定外の宿泊施設の利用は認められません。指定宿舎以外の宿舎を利用した場合、緊急時の通達ができず、また必要書類の受渡しができないことが予想されます。なお、指定した宿泊施設の変更は認めません。変更によって生じたすべての紛議や損失は、任意に宿舎の変更した者がその責任を負うこととなります。従って、個人的に宿舎へ申し込むことはしないでください。
- (2) 宿泊・弁当に関しては、取扱会社「近畿日本ツーリスト株式会社金沢支店」が担当します。要項に則り、必ず取扱会社を通じて申込みを行ってください。宿泊の割あても当該会社が行うこととします。
- (3) 宿泊の取扱いは「近畿日本ツーリスト株式会社金沢支店」が企画・実施する「募集型企画旅行」であり、旅行条件は別紙「募集型企画旅行条件書」をご確認下さい。また、弁当は「旅行外契約」となります。
- (4) この要項の適用対象者は、選手・応援生徒・監督（引率）・コーチ・専門委員長・運転乗務員・役員とし、宿泊地は開催市町及びその近郊とします。
- (5) 環境及び食品衛生については特に配慮し、保健所等の指導を受けるものとします。

#### 2 宿泊プランについて

（宿泊については近畿日本ツーリスト株式会社金沢支店が旅行企画・実施する募集型企画旅行です）

- (1) 設定期間 令和5年8月3日（木）宿泊
- (2) 旅行代金【1名あたり：1泊2食付または1泊夕食付（消費税・サービス料を含む）】  
Sランク：11,500円 Aランク：10,000円 Bランク：9,000円

#### (3) 宿泊プラン行程

スケジュール	日程	
	1日目	宿泊ホテル（泊）※各自チェックインください。
	2日目	宿泊ホテル（発）※各自チェックアウトください。

#### ◆食事回数◆

1泊2食付（夕食1回・朝食1回）または1泊夕食付（夕食1回）

※夕食・朝食はお弁当形式となる場合がございます。

#### (4) 利用宿舎施設一覧表

ランク	地区	施設名	食事条件	朝食開始時間	部屋タイプ
S	白山市	ホテルルートイン美川インター ※ホテルより無料朝食が提供されます	1泊夕食	6:00	シングル・ツイン・バストイレ付
S	白山市	ニュー松任ターミナルホテル	1泊2食	6:30	シングル・バストイレ付
S	能美市	たがわ龍泉閣	1泊2食	6:30	和室5～7名定員・ バスなしトイレ付 大浴場あり (一部バス付の部屋もあります)
S	小松市	ルートイングランティア小松エアポート	1泊2食	6:30	シングル・バストイレ付
S	小松市	変なホテル小松駅前	1泊2食	6:00	シングル・ツイン・バストイレ付
S	小松市	ホテルグランビナリオKOMATSU	1泊2食	6:30	シングル・ツイン・バストイレ付
A	白山市	松任ターミナルホテル	1泊2食	6:30	シングル・バストイレ付
B	白山市	ホテルシーサイド松任	1泊2食	6:30	和室4名定員・ バスなしトイレ付 大浴場あり

※定員利用での旅行代金となります。

※相部屋はお受けいたしません。

※急なホテルの事情により、夕食、朝食がお弁当になることがあります。その場合、お部屋にてお召し上がりいただきます。予めご了承ください。

#### 配宿について【重要】

※配宿の業務は、選手団（選手・監督・コーチ）を優先いたします。

※宿泊施設の希望はお伺いしますが、宿泊施設及び部屋タイプを指定することはできません。

また喫煙ルームの消臭対応となる場合がございます。予めご了承ください。

※配宿は実行委員会と協議の上、収容人員、申込人数、宿泊日数などを考慮して行います。

※宿泊施設の収容人数が満室に達した場合は、やむを得ず、希望ではない宿泊施設への配宿を行う場合がございます。その場合は事前にご連絡させていただきます。

※駐車場については、直接宿泊施設と連絡を取りご確認ください。駐車料金は別途有料となる場合がございます。駐車料金は直接お支払い頂きますようよろしくお願い致します。なお車種、台数に制限がある場合がございます。予めご了承ください。

※早期申込順ではございません。

#### 【備考】

※最少催行人員1名 ※添乗員は同行いたしません。

※旅行代金に含まれるもの

①宿泊代金 ②食事代金（食事付プランの場合）消費税等諸税・サービス料

※旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

●個人的性格の費用：①飲料代・クリーニング代・電話代など ②傷害、疾病に関する医療費  
③任意の旅行傷害保険代

#### 【欠食の取り扱い】

※食事はプラン通りを原則としますが、欠食する場合は、旅行代金から夕食1,000円・朝食500円引きとします。ただし、事前に申し込む場合に限りです。現地での変更はお取り扱いできません。

### 3 昼食弁当のご案内（旅行契約に該当いたしません）

取扱期間 令和5年8月4日（金）

① 料金 880円（消費税込）＜弁当＋パック茶1個付＞

② 個数変更、追加、取消は、前日の12：00までにお申し出ください。

③ 受け渡し 各日会場・弁当引換所にて11時～14時に受渡しを行います。

④ 空箱回収 各日会場・弁当引換所に15時までにお持ちください。

※お弁当が傷みやすい時期にもなりますので、受渡後はすぐお召し上がりください。

※大会会場周辺には食事施設が無いため、お弁当のお申し込みをおすすめいたします。

※当日販売は行いません。

### 4 宿泊の旅行代金及び昼食代金の支払い方法

① 宿泊施設確定後に「宿泊及び弁当確認書及び請求書」をメールまたはファクスにてお送りいたします。代金の支払いは、「銀行振込」での支払いとします。（振込手数料は参加者負担）  
期限は、令和5年7月27日（木）17時までの入金とします。

② お振込みの際は必ず、学校名又は代表者名にてお振込み下さい。

③ 当日現金持参や宿泊施設でのお支払いはお受けできませんのでご了承ください。

④ お振込み手数料はお客様のご負担にてお支払いいただきますようお願い申し上げます。

⑤ 差額および変更につきましては、旅行終了後にご精算いたします。

#### 【領収証についてのご案内】

予約確認書、請求書を送付時に領収証発行依頼書をあわせてお送りいたしますので、ご記入頂きメールまたはファクスにてお申し込みください。郵送にてお渡し致します。

## 5 申し込み・取り消し・変更

### (1) 申し込み期限

・令和5年7月19日(水) 17時までとします。

※申し込み期限過ぎの取り消し・変更は下記専用メールまたはファクスにてご連絡をお願いします。

### (2) 申込方法・申込み先

・競技ごとの申込専用サイトから申込書をダウンロードしていただき、必要事項を記入してメールにてお申込みいただきます。各競技、取扱会社の下記メールアドレスからお申込みください。

【柔道】 <https://works.do/GaKXhe6>

【メール】 (大会専用) [kanazawa-judo@or.knt.co.jp](mailto:kanazawa-judo@or.knt.co.jp)

### (3) 宿泊施設決定の連絡

お申込に際しご登録いただきましたメールアドレスへ7月25日(火) 16時までに、お知らせ致します。

### (4) 宿泊に関する変更等の連絡先

メールまたはファクスにて連絡してください。

(お電話での変更・取消は、間違い等のトラブルの原因になりますので、ご遠慮ください。)

### (5) 弁当に関する変更等の連絡先

弁当の変更につきましては、宿泊施設決定連絡の前後に関わらず、メールまたはファクスにて連絡してください。

## 6 取消料

### (1) 宿泊については次のとおりとします。(募集型企画旅行)

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって 2日目まで	旅行開始日の前日	旅行開始日の当日 (旅行開始前)	旅行開始後の解除 または無連絡不参加
取消 料率	無料	40%	50%	100%

### (2) 昼食については次のとおりとします。(旅行契約外)

利用日前日の12時まで	利用日前日の12時以降
無料	100%

## 【(柔道) お申込み・お問い合わせ 旅行企画・実施】

(旅行企画・実施)

### 近畿日本ツーリスト株式会社 金沢支店

〒920-0901 石川県金沢市彦三町 1-2-1 アソルティ金沢彦三 3F

TEL: 076-232-0571 FAX: 076-232-3228

観光庁長官登録旅行業第2053号



一般社団法人日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者：高山 剛、山崎 勉

担当：稲田 貴信、山崎 勉

営業時間：10:00～17:00 (月～金/土日祝日休業)

※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

# ご旅行条件書 (国内旅行)

## ■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。

- \* 申込金は、「旅行代金」「取送料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必須です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)

## ■ウエイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取待待ち」状態でお待たしいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。) その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで一結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

## ■申込条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) あらためて当社のご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けると(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  - ② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  - ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様さまに到達した時に成立するものとします。
  - ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- 当社は、お客さまが次の1から4のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
  - ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
  - ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ④ お客さまが誹謗を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取送料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、① 1人部屋追加代金、② 延泊による宿泊代金などをいいます。

## ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までにご交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい為替相場の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取送料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取送料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取送料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日目までの取消	無料
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取送料をいただきます。
- ② 取送料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取送料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取送料をいただきません。(一部例外)

- ① 旅行契約が重要な変更がなされたとき。重要な変更とは「旅券保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前ご旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までに支払ひいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
  - ⑤ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客様が■申込条件⑥①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社ご故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特約賠償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特約補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対ごついての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■特約保証

旅行行程に下記に掲げる変更がなされた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払ひが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客様の交售

お客様が当社が保証した内容、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## ■個人情報の取扱いについて

- ※EUI在住の方はお問い合わせください。
- 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みの際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- 当社は、旅行中・帰国後・帰国後、お客様が旅行中の連絡先の方の個人情報を取得いたします。この個人情報はお客様が帰国後・帰国後で連絡先の方へ連絡が必要であると当社が認めれば提供させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することによって連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報以下のとおりです。  
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス  
ニ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約解除について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。

当社によりなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部となります。